

《事業の内容》

○製品開発をお考えの皆様(調査事業・製品開発事業)

	調査事業	製品開発事業
対象者	県内に本社若しくは生産拠点を有する中小企業者(個別事業者・事業体)	
対象経費	謝金、旅費、調査事務費、委託費 等	機械装置費、直接人件費、謝金、旅費、原材料費、外注加工費、特許等取得費、テストマーケティング事業費 等
補助限度額 補助率	200万円 (申請の際の下限50万円) 補助率1/2以内	1,000万円(申請の際の下限50万円) 補助率1/2以内
事業期間	1年以内	2年以内
申請受付期間 及び採択事業 の決定	随時受付し、書類審査等により採択事業を決定します	随時受付(偶数月末ごとに締切)し、審査会(締切翌月)にてプレゼンテーション等を行っていただき、採択事業を決定します

○設備投資にかかる生産性向上計画作成をお考えの皆様(生産性向上計画作成事業)

対象者	現に県内で1年以上製造業を営んでいる中小企業者等		
対象経費	謝金、旅費、調査事務費、委託費 等	補助限度額 補助率	150万円 (申請の際の下限50万円) 補助率1/2以内
事業期間	1年以内	申請受付期間 及び採択事業 の決定	随時受付し、書類審査等により採択事業を決定します



生産性向上計画を作成すると、
有利な利子補給制度を活用できる可能性があります



【参考】設備投資に利用できる利子補給制度

中小企業設備資金利子補給金 (金融機関融資)

制 度 種 類	経営計画・事業戦略型	先端設備等導入計画型	生産性向上計画型
規 模 (想 定)	限定なし	限定なし	製造業のみ
要 件	中小企業・小規模事業者	中小企業・小規模事業者	一定規模以上の投資
利子補給の対象融資額上限(1件あたり)	経営計画(商工会・商工会議所認定)又は事業戦略(産業振興センター認定)の策定が必要	経営計画又は事業戦略の策定と先端設備等導入計画(市町村認定)又は経営革新計画(県承認)の策定が必要	経営計画又は事業戦略の策定と、生産性向上計画の策定が必要
期 間	2,000万円	5,000万円	1億円
補 給 率	10年(据え置き2年)以内		10年(据え置き2年)以内
融 資 枠	1%以内		1%以内
	10億円	10億円	10億円

製品企画書の作成に関する
お問い合わせ窓口

(公財)高知県産業振興センター 〒781-5101 高知市布師田3992番地2
TEL:088-845-7110 FAX:088-846-2556

補助制度に関する
お問い合わせ、申請受付窓口

高知県庁 商工労働部 工業振興課 企業支援担当 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL:088-823-9724 FAX:088-823-9261

利子補給制度に関する
お問い合わせ窓口

高知県庁 商工労働部 経営支援課 金融担当 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL:088-823-9695 FAX:088-823-9138